

鶴田町教育委員会学習用タブレット端末貸与規則

令和3年10月26日鶴田町教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴田町が鶴田町立学校（以下「学校」という。）に配置した学習用タブレット端末（以下「タブレット」という。）の貸与及びその利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 タブレットは学校の教育課程に則り、効果的な教育活動を進め、学習内容の定着及び学力の向上に資することを目的として利用する。

(貸与物品)

第3条 この規則において貸与を行う物品は、タブレット本体とそれに付属するカバー型キーボード等で学習活動に必要な教材、教具として使用するための設定及びセキュリティ対策を講じたものをいう。

(貸与対象者)

第4条 タブレットの貸与を受け、それを利用することができる者は、学校に在籍する児童生徒及び教職員とする。

2 当該児童生徒の保護者は、その利用を補助するため、タブレットを利用することができる。

(貸与期間)

第5条 タブレットの貸与期間は、第10条の規定により貸与を受けた日から、貸与を受けた者（以下「利用者」という。）の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

(貸与に係る費用)

第6条 タブレットは、無償で貸与するものとする。

(管理)

第7条 鶴田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、タブレットの貸与状況を常に明らかにするために、校長にタブレット等貸与管理台帳（第1号様式。以下「管理台帳」という。）を作成させるものとし、利用者の在籍する学校に備えるものとする。

2 タブレットの管理責任者は、校長とする。

3 管理責任者は、学校において、タブレットの適正な管理業務を行わせるた

めの情報管理者を指名し、管理業務を行わせることができる。

(管理責任者の責務)

第8条 管理責任者は、すべてのタブレットが常に最良の状態で見られるよう、適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、貸与状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告するものとする。

3 管理責任者は、タブレットの利用が適正に行われるために、利用状況を把握し、必要に応じ、利用者に対する指導、助言を行う。

4 管理責任者は、次の各号に該当する場合は、事前にタブレットアプリ等使用申請書(第2号様式)を提出し、教育委員会の許可を得て必要なアプリケーションソフトウェアのインストールを行い、利用者に利用させることができる。

(1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること。

(2) 信頼できるものであること。

(3) 有料である場合は、事前に教育委員会と予算について協議済みであること。

5 管理責任者は、定期的にタブレットを点検し、不要なデータ等はその都度削除する。

6 管理責任者は、タブレットに障害・事故等が発生したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(保証)

第9条 児童生徒の保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)は、児童生徒がタブレットを利用するに当たり、この規則により利用者が負担することとなる一切の債務について、保証しなければならない。

(貸与)

第10条 管理責任者は、児童生徒にタブレットの貸与を行う場合は、タブレット等利用承諾書(児童・生徒用)(第3号様式)を、教職員に当該貸与を行う場合は、タブレット等利用承諾書(教職員用)(第4号様式)を提出するよう、それぞれ求めるものとする。

(貸与物品の変更)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、貸与するタブレットを変更することができる。

(貸与物品取扱い)

第12条 利用者は、教育委員会及び管理責任者の指導に従い、細心の注意をもってタブレットを取り扱わなければならない。

2 利用者は、タブレットの所有者が教育委員会であることを理解し、その利用を適正に行うとともに、貸与中の毀損、紛失及び盗難等の防止に十分注意し、次の各号による禁止事項を遵守しなければならない。

- (1) タブレットを利用者以外の者（利用者を指導する教職員及び保護者を除く。）に利用させ、又は転貸すること。
- (2) タブレットを学校内で利用する場合は、校内に設置された教育系Wi-Fiその他の信頼できるWi-Fi以外のネットワークに接続すること。
- (3) 学習上必要のないサイトを閲覧することや、各種サービスを利用するためのアカウントID、パスワードを漏洩したり、個人的なメールアドレスやアカウントID等を使用したりすること。
- (4) タブレットに管理責任者の許可なくアプリケーションソフトウェアをインストールしたり、ハードウェア、ソフトウェアの設定変更や不正な制限解除、改造をしたりすること。
- (5) 管理責任者の許可なく、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用したり、個人情報等の重要なデータを入力及び保存したりすること。
- (6) タブレットを売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
- (7) タブレットに装飾等を行い、貸与時の状態に戻せないようにすること。
- (8) タブレットを第2条の目的以外に利用すること。
- (9) タブレットを利用して第三者に危害を加えること。
- (10) アプリケーション内で課金をすること。

3 利用者は、教育委員会又は管理責任者からタブレットの管理に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(遵守及び同意)

第13条 前条に規定するもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守又は同意してタブレットを利用しなければならない。

- (1) 学校外での教育活動等のために学習用タブレットを校外に持ち出す場合には、利用者は管理責任者の許可を得なければならない。その場合において、利用者は、引率者（教職員等）の指導・管理のもと、適切に利用し

なければならない。

- (2) 管理責任者は、利用者がタブレットを貸与された期間に限り、教育委員会又は管理責任者が利用者の学習履歴等を適切に管理するために利用者の氏名及び学習履歴等をクラウドサービス上で管理すること、必要に応じてタブレットのログイン状況や利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することについて利用者の同意を得るものとする。

（在籍校以外の場所での経費）

第14条 タブレットの学校以外の場所での利用（充電及び通信）に係る経費は、利用者の負担とする。

（経費及び紛失、盗難等の届出）

第15条 利用者（利用者が児童生徒である場合にあっては、その保護者を含む。以下同じ。）は、タブレットの紛失、盗難又は毀損があったときは、直ちにタブレット等紛失・盗難・毀損届（第5様式）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は第12条から前条までの規則に違反する行為によるものと認められるときは、利用者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の現状復旧に要する費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第16条 利用者は、タブレットの利用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 タブレットの利用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、町は、その責任を負わないものとする。

（貸与物品の返却）

第17条 利用者は、貸与期間終了日までに、タブレットを管理責任者に返却しなければならない。

- 2 利用者は、タブレットの返却に際し、タブレット返却届（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 利用者は、タブレットの返却時に、第15条第2項に規定するタブレットの毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕し、又は弁償しなければならない。

4 利用者が、第1項に規定する返却日までにタブレットを返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、利用者は、タブレットの価額を弁償しなければならない。

5 管理責任者は、タブレットが返却されたときは、タブレット返却届により当該タブレットが正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

(貸与の取消し)

第18条 教育委員会は、第5条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消すことができる。

(1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。

(2) タブレットの管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 利用者は、前項の規定により貸与を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、タブレットを返却しなければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定により貸与を取り消された場合において準用する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。